

## ふるさと納税ワンストップ特例制度について

### ○制度の説明

ワンストップ特例制度は、一定要件に該当する方がふるさと納税を行う場合、寄附先の自治体へ特例制度の申請手続を行うことにより、確定申告の手続を要せずに、所得税の控除額と住民税の控除額を併せた額が、お住まいの自治体に納めるべき住民税から控除される制度です。

### ○特例制度の対象となる方（①～③すべて該当）

- ①確定申告又は住民税申告（以下確定申告等）が必要ない給与所得者などの方
- ②確定申告等を行わない方
- ③1年間（1月1日から12月31日まで）のふるさと納税先が5団体以内の方

### ○特例制度の申請手続

「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を、寄附した年の翌年1月10日までに、野田市企画調整課企画係へご提出ください。（申請書は、寄附先の自治体へ提出する必要があります。）

また、平成28年1月の寄附分から、申請書に個人番号（マイナンバー）を記入し、併せてマイナンバーに関する書類等のコピーの提出が必須となっております。提出書類については裏面をご確認の上、申請書と併せてご提出ください。

### ○特例制度の申請書の提出後、住所等が変更になった場合

「寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」を、寄附した年の翌年1月10日までに、野田市企画調整課企画係へご提出ください。

### ○ワンストップ特例を申請しても適用されない場合

- ・医療費控除の追加など、確定申告等を行った場合
- ・1年間（1月1日から12月31日まで）のふるさと納税先が6団体以上になった場合
- ・寄附した年の翌年1月1日の住所が、申請書に記載した住所でなくなったにもかかわらず、変更の届出がされていない場合



ふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには、ふるさと納税に係る寄附金控除も含めた内容により、確定申告等を行う必要があります。

### 【問合せ先】

○申告特例申請書及び申告特例申請事項変更届出書の書き方、提出する書類（マイナンバーに関する書類等）に関すること

⇒野田市企画調整課企画係（電話：04-7123-1065）

○特例制度申請による税控除額の算出など具体的な税額計算に関すること

⇒税控除を行うことになる市区町村（寄附した年の翌年1月1日の住所地となる予定の市区町村）の住民税賦課担当部署 ※野田市の場合は、課税課市民税係